

令和4年矢板市議会定例会

第382回随時会議

報告事項説明書

令和4年11月

矢板市

報 告 事 項 説 明 書

令和4年矢板市議会定例会第382回随時会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、令和4年8月3日、栃木県矢板市木幡1659番地先の路上において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を260,174円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 す い)

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

以下省略